

大津市ロゴマークの使用に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大津市ロゴマークを使用する場合について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、大津市ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）とは、別図に掲げるものとする。

(ロゴマークの権利)

第3条 ロゴマークの一切の権利は、大津市に帰属する。

(使用の申請)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、大津市ロゴマーク使用承認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を持参、郵送又はオンライン申請により大津市長（以下「市長」という。）に提出し、その承認を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の申請を省略することができる。

- (1) 国又は他の地方自治体が使用するとき。
- (2) 報道機関が報道のために使用するとき。
- (3) その他市長が認めたとき。

(使用の承認)

第5条 市長は、申請書を受理した場合は、その申請内容を速やかに審査し、使用を認めるときは、大津市ロゴマーク使用承認通知書（様式第2号）により、申請者に通知する。ただし、次に掲げる各号いずれかに該当する場合は、承認しないものとする。

- (1) 大津市の信用又は品位を害し、又は害するおそれがあるもの
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるもの
- (3) 特定の政治、宗教、思想等のための活動であるもの
- (4) 自己の商標、意匠その他これに類するものとするなど、独占的に使用し、又は使用しておそれがあるもの
- (5) 品質、性能等について、公的機関の認定等が必要な製品に使用する場合において、当該認定が得られていないもの
- (6) その他、承認することが不適切と認められるもの

(完成品の提出)

第6条 使用者は、承認に関わる物件等の成果物を速やかに1部提出しなければならない。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

(使用上の遵守事項)

第7条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容にのみ使用し、市長が付した条件に従うこと。
- (2) 第三者にこれを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 商標権、意匠権等の知的財産権を取得しないこと。
- (4) 別に定めるガイドラインに基づき、カラー展開、アイソレーション、最小サイズ等

を正しく使用すること。

(使用料)

第8条 使用料は、無料とする。

(使用の期間)

第9条 ロゴマークの使用承認期間は、承認の日の翌日から起算して1年間とする。使用承認期間の満了の日までに別段の意思表示がないときは、使用承認期間を同日の翌日から起算して1年間延長し、以後同様とする。

(承認内容の変更)

第10条 承認を受けた使用者が承認内容について変更し、又は中止しようとするときは、大津市ロゴマーク使用変更承認申請書(様式第3号)にて直ちに市長に報告し、その指示に従わなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、大津市ロゴマーク使用変更承認通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(使用承認の取消等)

第11条 市長は、使用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認を取り消すことができる。

- (1) 第5条各号のいずれかに該当したとき。
- (2) 第7条各号のいずれかに反したとき。
- (3) 虚偽の内容により申請し、承認を得たとき。
- (4) 当該承認に係る使用品等が、第三者に損害を与えたとき。

2 前項の規定による使用承認の取消は、その理由を明記した大津市ロゴマーク使用承認取消通知書(様式第5号)により、使用者に通知する。

3 市長は第1項の規定により承認を取り消した者に対し、その承認に係る使用品の使用を停止し、及び回収を求める等適切な措置を講ずることができる。

4 市長は承認を得ずにロゴマークを使用又は使用しようとしている者に対し、その使用品の使用を停止し、及び回収を求める等適切な措置を講ずることができる。

5 使用承認の取消等に伴う使用停止及び回収等に伴う費用等は、使用者が負担することとする。

(損失補償等の責任)

第12条 市長は、ロゴマークの使用について損失が発生したときの補償等について一切の責任を負わない。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年1月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年12月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年3月18日から施行する。

別図 大津市ロゴマーク

1 基本色の場合

Aタイプ 縦に構成



Bタイプ 横に構成



2 モノクロ印刷の場合

Aタイプ 縦に構成



Bタイプ 横に構成



3 白抜きの場合

Aタイプ 縦に構成



Bタイプ 横に構成

